江南広報

発行所　江南村役場
発行人　杉田武喜
印刷所　秀英舎印刷

住民登録による人口のうごき
（40.9.1）

人口	7,624
男	3,794
女	3,830
世帯数	1,476

九月のメモ

一日　防災の日　二百十日
性病予防週間（七日まで）
五日　青少年の日
十日　十五夜、下水道促進デー
十五日　としよりの日
老人福祉週間（二十一日まで）
働く婦人の福祉運動（二十四日まで）
十九日　第二十回国民体育大会
夏季大会開会＝岐阜県
家庭の日
二十日　彼岸入り、航空記念日
二十三日　秋分の日
二十四日　結核予防週間（三十日まで）

明るく住みよい平和村の建設に

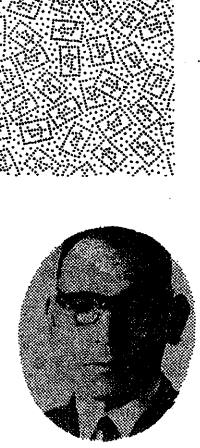

就任のごあいさつ

村長　杉田武喜

本日ここに江南村第四代村長として就任いたし、その重責をになうことになりました。ついては、浅学非才まことに微力であますが、粉骨砕身村民のご期待にそうべく努力いたしたい所存でありますので、ぜひとも村内皆様がたの絶大なご支援とご協力をお願い申しあげます。

わたくしは、村政執行の重大な責任者として、わたくしの信条であります寛容と忍耐をもって人に接し、謙虚な心をもととして、話しあいによって、温情と誠意とをもって行政を進め、真に平和な理想郷の実現にまい進いたします。したがって「日々これ好日」を身をもって実現し、ことにあたっては勇往まい進いたしますが、つとめて村民の声をきき、これをもとして施策を進めてゆく考えであります。すなわち「村民のための村政」実現をモットーに進めてゆく考えであります。

本村は、村民の皆様がよくご存知のように、昭和三十四年第一次新村建設五カ年計画を樹立し、ついで昭和三十八年第二次五カ年計画を立てて、前三代の村長の代において、大部分の大きな事業は完成されまして、画期的な発展ぶりを示し、近隣にまれにみる新村となりましたことは、村民とともにご同慶の至りと存じております。しかし、村民の世論としておこっております教育施設のうち、北小学校旧二階建校舎が、文部省から危険校舎として指摘され、また南小学校の講堂についても狭隘で不便この上ない建物となり、これらの改築については、財源の許す限り早期に実施しなければならないと考えます。

つぎに、村内行政施設として有線放送施設は、現在村民の最大な要求となって村内いたるところで耳にすることで、農家、すなわち御正小原の農協組合員の要求する農協合併の問題と兼ね合いとなりますが、これについてはぜひ農業の現段階を認識のうえ、すみやかに実施できるごとく推進する考えであります。

本村が純農村の立場から、わたくしは今後、農業協同組合及び農業委員会と話しあい、農家の希望する方向にしたがって、特段な奨励方策を進めてゆく考えであり、特に本村の主要産業として将来更に進展せしめたいことは、養蚕業ならびに畜産業に重点をおいて近代化する考えであり、また小規模農業団体の育成についても、極力新方向に進めてゆく考えであります。

つぎに、村内県道の舗装工事の促進を中心とする村内道路行政については、「村の発展は道路から」を念頭におき、村の発展に欠くことのできないことであますから、重点施策として計画し、国及び県への陳情活動を繰り返し、本村の立場と現状を認めさせ、山林開発と工場誘致とを併行して、地域開発のため最大の力を注ぎ、急速に進めてゆく考えであります。

以上申し述べてきましたが、要は村財政の健全化を目標に、国、県など上級団体からの交付金増加をはかり、健全財政のうえに立って、明るい政治をモットーに施策を進め、豊かなそして明るく住みよい平和村の建設に、村民とともに進むことをお誓い申し上げ、今後ますますご協力をお願い申し上げて就任のご挨拶を終わります。

昭和四十年八月二十五日

定期的に補修を
活躍するグレーダー

産業経済の発展に伴ない、交通機関の発達は、特にめざましいものがあり、どこのご家庭でも耕耘機、あるいは自動車、バイクなどの使用が、急激にふえてまいります。そこで必然的に要求されるのがよい道路ということになってきました。いくら乗り物が発達しても一つは車の生命ともいうべき交通機関が整備しなければすべてがいたずらに不自由したり、あるいは悪路のため徐行の連続ではせっかくの文明の利器もその性能を発揮することができず、地域の発展もおぼつかないものがあります。幸い本村では以前から道路行政には特に力を入れ、村道の拡幅あるいは新設など、最大限に力をそそぎ住民の利便をはかってまいりました。

村内道路を補修するグレーダー

皆さんすでにご存知のことと思いますが、これらの道路をよりよく維持管理してゆくために、さる六月他村に先がけてモーターグレーダーを購入いたしました。購入価格は四二〇万円で、全長六・五メートル、最大出力六十六馬力、ブレード二・五メートルというこの機械は、道路の構築、補修や斜面切削など、多くの用途に使用できる万能土木機械です。すでに主要村道はほとんどこのためには、土地所有者をはじめ、地元の協力が不可欠の問題でありますので、ぜひとも今後絶大なご協力をお願いします。

最後に社会福祉事業の強化と施設拡充のことですが、わたくしは社会開発のためには、物心両面の充実が伴なわなければならないと考えておりますので、老人福祉、母子福祉、愛育活動、青少年問題について全村民を結集するとともに、できる限りの予算措置を講じて進める考えであります。

第四回臨時議会
―八月三十一日開かれる

さる八月三十一日に招集された第四回臨時議会において、議長改選の結果、議会の推薦指名により不肖わたくしが議長に就任いたしました。もとより浅学非才の身ではありますが、地方自治の発展と円満なる議会運営のため、努力する覚悟であります。

円満な村政のために
議長　茂木秋広

過去一万年有余、議会としては村民の福祉と村発展のため、村政に懸命なる努力をつくしてきましたが、円満なる議会運営の欠如により、話しあいによる村政が執行できませんでした。しかし、村としては、役場庁舎の建築、南北水道の完成、小中学校プールの設置、公立幼稚園の新設、防犯灯の設置、道路の改修整備、農業教育センター、立正大学の誘致など、多くの事業を完成し、村民の福祉に大いに貢献してきましたが、議会における数度の派閥対立により、鋭い世論の批判を受けて、村民には非常なる迷惑をかけ、また、県下全域にわたり汚名を広く報道されたことは、議会としてまことに遺憾であり、村民に深くおわび申し上げる次第です。

このたび、松本村長の退職による村長選挙の結果、人格識見ともにすぐれ、村内の実情に精通した杉田新村長の誕生をみ、話しあいによる平和村政の確立をもとした施政方針にたいして、議会としては過去のいっさいの感情を捨てて、杉田村長に全員協力を誓ったわけであります。

話しあいによる円満なる村政の実現が、いかなる村民の福祉にもまた村の発展にもまさるものであるという現実を、きびしく体験いたし、深く反省すると同時に、平和村政の確立という強い信念を堅持して、広く民意を議会すなわち村政に反映させ、村民の期待にそうよう努力してゆく覚悟です。

村民各位のご協力をお願いいたす次第です。

第四回臨時議会は、去る八月三十一日午後一時から江南村役場会議室において開催され、正副議長ならびに各常任委員の辞任にともなう、議会の構成が改選になりました。ついで税条例の一部改正など三議案が、いずれも全員一致で可決承認されました。

一、議会の構成　（敬称略）
議長　茂木秋広
副議長　笠原広治
総務委員
長飯島晴治　副新井武寿
小林正　滝田正雄
笠原広治
財務委員
長新井茂治　副馬場一衛
水野八郎　新井政勇
関口吉造
土木委員
長荊補由松　副馬場茂雄
杉田弥平　福田茂
小久保忠良
産業委員
長野沢宗一　副持田良作
武政定一　中島儀市
広沢基

二、税条例の一部改正
おもなものはつぎのとおりです
1、納税がおくれた場合の督促手数料が、二千円になりました。
2、障害者、未成年者、老年者または寡婦のかたの村民税の課税について、前年の所得が二十二万円までは、課税されないことになりました。
3、法人税割の税率が、百分の八・四に引きあげられました
4、軽自動車四輪以上の小型乗用のものの税金が、年額四、五〇〇円になりました。

三、国民健康保険税条例の一部改正
この条例改正は、地方税法などの一部改正する法律第二条の規定（市町村民税の所得割の課税方式の統一）が、昭和四十年四月一日から施行されることに伴ない改正されるものです。
また、保険税は目的税のため毎年改正される税率ですが、本年は所得割については前年どおり、資産割については一％の増、被保険者の均等割については一六〇円の増、世帯割については三一〇円の増額（この増額はいずれも医療費などの増額に伴なうもの）になったわけです。
第九条の改正は、低所得被保険者に対する保険税の減額措置で、所得九万円以下の世帯と、所得九万円をこえる世帯で被保険者一人につき二万五千円を控除（前年は一万五千円を控除）にそれぞれ改正され、対象世帯は保険税の減額がされるわけです。

四、寄附の受け入れ
江南村大字三本一一七九番地篠田正勝氏より、つぎの物件が寄付されたものです。
大字三本　一四八番地の一　田　十二歩
熊谷・富田線県道沿いの北小学校入口、東かどの部分です

青少年相談員委嘱される

埼玉県では「子どもをのばす県民運動」の一環として、青少年相談員制度を設けることになり、このほど江南村でもその相談員が決まりました。

この青少年相談員のねらいは、青少年に友情をもって接しながら、よき兄、よき姉、よき友だちとなり、それを通して青少年の健全な成長をはかろうというものです。

そこで、相談員の具体的な活動ですが、これは個々の青少年に接して友情活動を行なうのをはじめ、また青少年相談協議会をつくり、いろいろ話し合いながら、自主的に活動を進めて行くことになっていますから、みなさんのご協力をお願いします。

若い青年の手による健全な青少年づくりですから、みんなで暖かくこの制度を育てて行きたいものです。

本村では、次のかたが県知事より委嘱をうけ、過日村長より伝達されました。（敬称略）

寺山重雄（千代）
岡田琴子（小江川）
宇治川文江（板井）
福田征男（押切）
板沢正義（御正新田）
岡部清（小江川）

戦没者のご遺族に特別給付金

戦没者のご遺族に特別給付金が支給されることになりました。

戦後、二十年になりますが、これまで戦没者のご遺族のかたにはいろいろ援護の手がさしのべられその内容も年々充実されてきましたが、ことしから、またご遺族のかたに特別弔慰金として、三万円が支給されることになりました。

これは、本年の四月一日現在、なんの恩典も受けていない遺族のかたに、このたび援護の手が、さしのべられたわけです。

この特別弔慰金の支給対象となるかたは、これまでに遺族援護法による弔慰金を受けたことはあるが、その後なんの恩典もなかったご遺族のかた、あるいは公務扶助料が遺族年金のどちらかをうけていたかたが死亡し、または再婚されたり、あるいは特に特別給付金の支給の理由でこの四月一日現在、扶助料・年金を受けていない遺族の妻、子どもまたは、きょうだいの代表者のかたに限り、支給されることになっています。

この弔慰金をもらえる遺族のかたは、県内におよそ八千人いるといわれています。この請求の受け付けは、ただいま役場厚生課で行なっていますから、早めに手続きをすませてください。

なお、特別弔慰金について、くわしくお知りになりたい方は、役場へお問い合わせください。

たばこは村内で買いましょう

十月一日に実施 第十回国勢調査

十月一日には、全国いっせいに国勢調査が行なわれます。この調査は、国のもっとも基本的な統計調査で、全国はもちろん都道府県市町村ごとの人口の大きさや、男女、年令、職業などの人口の構成を明らかにするため、五年ごとに行なわれています。今年の国勢調査は、大正九年の第一回調査から数えてちょうど十回目にあたります。

この調査の結果は、国の政治や行政はもちろん、都道府県、市町村などが、教育、住宅、求人、求職、環境衛生や交通などの対策をたてる場合や、議員の定数の決定、財政需要額の算定などに欠かすことのできない資料となります。

今回の国勢調査はつぎのようなことが調査されます。

一、氏名
二、世帯主との続柄
三、男女の別
四、出生の年月
五、配偶の関係
六、国籍
七、仕事をしたかどうかの別
八、従業上の地位
九、勤め先、業主などの名称
十、勤め先、業主などの事業の種類
十一、本人の仕事の種類
十二、従業地または通学地
十三、世帯の種類
十四、住居の種類
十五、居住室数
十六、居住室の畳数の合計

人口をもれなく、重複なく調査するために、全国四十九万の調査区が設けられますが、この村でも二十七の調査区が設置され、それぞれの調査員が調査にあたります。

各家庭には、九月二十四日から調査員がおうかがいして、調査票の記入をお願いいたしますから、みなさんのご理解と協力をお願いいたします。

調査員二十七名（敬称略）

成沢 湯本 栄 舟橋 秀一　福田 哲史　須賀広 高橋 正
三本 小沢 仲治 大場 正巳　野原 杉田 喜一 宅森 梅次
上新田 福田 征男　小江川 井上 清 岡部 尚次
上押切 小林光四郎 新井 一男　岡部 清
下押切 持田 俊勇　塩 増田 秀夫
樋巻北 平山 稔 馬場 宏 板井 笠原 守雄 富岡 賢久
樋巻南 若林 朋光　柴千代 加藤 定夫
御正新田島山 邦久 関口 定治　県立小原療養所 海老沢丈夫
橋本 博治　県立畜産試験場 入江 壮

アメリカシロヒトリ発生

ことしもアメリカシロヒトリが発生し、江南村全域にまん延、多くの被害を生じております。

この防除対策として、さる九月六・七日農業共済組合、役場、農協の主催により、畜産試験場、小原療養所、各学校などを防除いたしました。

特に桑園では、全面積一百町歩のうち二割は被害を受けている現状です。この防除の方法といたしましては、発生樹木の伐採および寄生枝葉の剪除、焼却および農薬の散布などを行なってください。

桑にかぎらず、プラタナス、桜などにも発生いたしますので、早期発見のうえ、防除対策の徹底をお願いいたします。

なお詳細については、江南村役場共済組合にお聞きください。

↑アメリカシロヒトリ防除班

国民年金 未加入者はいますぐ届出を

国民年金とは

年をとったり、身体に障害を受けたり、一家の働き手が死亡した場合、年金（恩給）によって、生活がそこなわれないよう、国と国民が共同してふせぐための法律です。

加入の義務

二十才から六十才まで（但し明治四十四年四月一日以前に生まれたかたは加入することはできませんが、七十才から老令福祉年金が受けられます）のかたで、他の年金制度から年金を受けることのできないかたは、必らず加入し、国民年金手帳の交付を受けなければなりません。

老令年金をうけるためには

六十才に達するまでに保険料を納めた期間、納めた期間と免除（手続きをとって保険料を納めることを要しない）を受けた期間、または免除のみの期間が、それぞれ二十五年以上なければなりませんが、国民年金が始まった昭和三十六年四月一日で、すでに三十一才以上のかたは、その二十五年が短かくされています。

例えば当時三十一才のかたは二十四年、四十才のかたは十五年、四十五才以上のかたは十年となっています。しかし、国民年金が始まって五年目を迎えた今日では、三十一才以上のかたは、すぐ加入の届出をしませんと、その期間にも達せず、将来、本来の老令年金を受ける権利すらなくなります。

加入の届出は

役場へ印鑑を持参してください。もし、この届出をおこたりますと、福祉年金をもらえるときになっても、福祉年金すらもらうこともできず、一生、この制度から、取りのこされることとなります。そのときになってからでは、取り返しもつきません。

昭和四十年十月まで、未加入者をなくす運動を行なっておりますまだ加入していないかたは、もれなく届出をしてください。

（ロ）保証申し込みの日以前一年間において、源泉徴収による所得税以外の所得税（法人である場合は法人税）および、事業税の納期が到来した税額があるものであって、かつ当該、税額を完納しているもの。

（ハ）この制度による保証の申し込み時において、信用保証協会の保証付借入のないもの。ただしこの制度による保証および従前の小口保険扱保証を除く。

4、保証の金額、資金の使途

この制度による保証は、運転資金または設備資金あって一企業者につき三〇万円を限度とする。ただし従前の小口保険扱保証残高を含む。

5、保証期間

一般保証と同じ。

6、保証料

日歩一厘五毛。

なお詳細については商工会へお問い合せ下さい。

無担保無保証人の —融資制度誕生—

昭和四〇年度の政府の中小企業対策の一つとして、新らしく小規模事業者に対する、無担保無保証人による小口融資制度の創設がとりあげられ、八月一日から実施されることになりました。

健全な経営を行なっている小規模事業者が融資を受ける際、担保もなく保証人も立てられない場合、信用保証協会の保証によって、三〇万円まで金融機関から借入れられることができるという制度であります。

保証制度の概要

1、目的

この制度は、小企業者が金融機関から小口事業資金を借り受ける債務を、無担保無保証人にて保証することを目的とする。

2、対象企業者

（イ）常時使用する従業員の数が五人（商業またはサービス業を主たる事業者については二人）以下の会社および個人であって、特定事業を行なうもの。

（ロ）事業協同小組合であって、特定事業を行なうものまたは、その組合員の三分の二以上が特定事業を行なう者であるもの。

（ハ）事業協同小組合の組合員であって、特定事業を行なうもの。

（ニ）特定業業を行なう企業組合であって、その事業に従業する組合員の数が五人以下のもの。

（ホ）医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が五人以下のもの。

3、申込者の資格

（イ）保証申し込みの日以前二年以上前より続き同一の市町村の区域内において同一の業種に属する事業を行なっているもの。

こんな子どもを どう導くか （4）

かんじようだかい子

その一は、なにか仕事をたのむと「いくらくれる？」ときき、お金がでなければやらないという型です。

常に家庭のために、できることをするのは、子どもとはいいながら当然のつとめです。すなおにやったとき「ありがとう」と心かられいをいったり、認めてやるべきでお金でとりひきは早くやめたいものです。

その二は、「お兄ちゃんには、カバンを買ってやったのに、僕には筆入れだけだ。だからその差額をくれ」なんていう型です。

親の愛情に不信、不安をもっている場合で、しっと心のあらわれですから、親の態度を改め、その子を愛していることを示せば必ずなおります。

その三は、自分の小づかいは全部貯金箱に入れて、必要な金は、親、兄弟にたかるという型です。使うのも、大切なことであることを教える必要があります。大きくなればなおります。

その四は、友だちの道具は借りるが、自分のものは貸さないという型です。もともと子どもは自己中心のものですが、そんなてまえがっても、小学校一、二年からしだいにとれるはずですが、そうでなかったら、友だちとの遊ばせかたの不足、家族同志のてまえがって、親の愛情不足によって品物に執着する、のいずれかですから、それをまず改める必要があります。

その五は、「それいくら」とすぐ値ぶみする型です。

お母さんがあまり、なににでもケチケチして値ぶみすると、こういう子になります。

根気のない子

落ちつきのない子

第一は、子どもの要求がなんであっても、すぐ聞いてもらえる家庭から生じます。要求にたえる力がまんしていく力が、小さいうちから育っていないのです。

第二に、環境が落つかない場合です。せっかく勉強をはじめたのに、「おつかいに行ってきなさい」とか、客の出入りがはげしい家庭とかがそれです。

第三に、心のなかに、小言に対する不満がたまっていたり、とてもできそうもないことをやらされたりして、しゃくにさわったりすることが多いと、根気がなくなります。

第四に、エネルギーがあまっているのに、「さわぐな」と、いうのは「寝るな」というのと同じくらい無理な話です。短時間に熱中させて、つぎの勉強にうつらせれば、落ちついてやるものです。

第五に、「うちの子は、キョロキョロしてこまるんですよ」といった暗示をあたえるようなことは子どもの前でいうべきではないのです。

第六は、親が大声でどなってばかりいるとか、せっかちでソワソワしているのは、すぐ子どもにのりうつるものですから、親自身の日常の行動を反省することです。
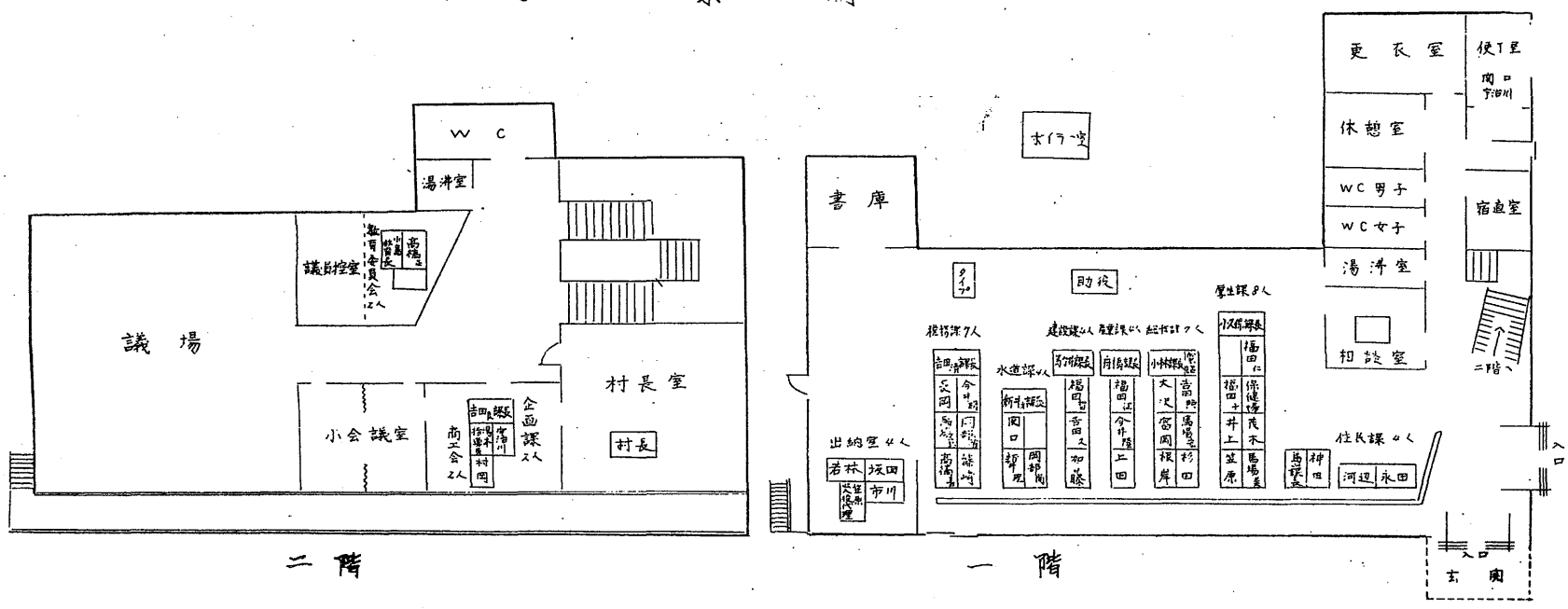
役場各課案内図